

勤務延長の必要性の判断に関して、令和元年10月末頃には気付かなかったにもかかわらず、同年12月頃には異なる視点に気付いた理由について

令和2年4月17日

法務省

## 1 令和元年10月末頃時点の検討状況

法務省においては、令和元年10月末頃時点では、従来から検察官に勤務延長を含む定年制度は適用がないと解されていたことなどから、勤務延長について、退官や異動により補充すべきポストが一斉に生じるおそれがあるか否かという視点のみから検討していた。

## 2 令和元年12月頃時点の検討状況

法務省においては、検察庁法の改正を含む法律案の提出に至らず、本年の通常国会への提出までに時間ができたことから、令和元年12月頃から、改めて、法律案において、勤務延長制度や再任用制度をどのように取り扱うかを考える前提として、現行の国家公務員法と検察庁法との関係を検討していた。

すなわち、検察官に勤務延長は適用されないと従前の解釈を維持するのが果たして妥当かという観点に立ち戻って、検討・作業等を行った。

その際、勤務延長は、職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときにも認められるものであり、そのような視点から検討した結果、勤務延長制度が導入された昭和56年当時と比べ、社会経済情勢は大きく変化し、多様化・複雑化し、これに伴い、犯罪の性質も、複雑困難化している中、検察官についても、特定の職員に定年後も引き続きその職務を担当させることが公務の遂行上必要な場合はあると考えられたものである。